令和 8 年 11 月 09 日

公益財団法人　笹川平和財団

アセットオーナー・プリンシプルへの対応方針

公益財団法人　笹川平和財団（以下「当財団」という。）は、アセットオーナーとして、アセットオーナーの運用・ガバナンス・リスク管理に係る共通の原則（アセットオーナー・プリンシプル）に賛同し、受入れることを表明し、財団資産の管理・運用に当たり、以下の方針に基づき適切な運営を行います。

原則1.　アセットオーナーは、受益者等の最善の利益を勘案し、何のために運用を行うのかという運用目的を定め、適切な手続に基づく意思決定の下、経済・金融環境等を踏まえつつ、運用目的に合った運用目標及び運用方針を定めるべきである。また、これらは状況変化に応じて適切に見直すべきである。

当財団は、定款に定める目的の実現を支える財政基盤を長期的に維持・強化することを資産運用の目的としています。財団の活動により恩恵を受ける受益者等の利益を踏まえ、財団の永続的な事業継続を可能とするため、長期的に実質資産価値を維持・向上させることを運用目標とします。

具体的には、短期的な市場変動に左右されることなく、長期的な実質資産価値の維持・向上を基本目標とし、その達成のため、許容可能なリスクの範囲内で安定的な収益の確保を図ります。また、中長期的にインフレを上回る収益の確保と資産価値の向上を目指します。

さらに、財団の理念に照らし、財団全体の運用目的を十分に考慮したうえで、収益性との均衡を図りながら社会的貢献や持続可能性への配慮を含む運用を実施します。

運用方針については、中期資産運用計画及び年度資産運用計画に基づいて策定し、資産運用委員会の審議を経て理事会が決定します。また、運用状況を継続的にモニタリングし、必要に応じて見直しを行います。

原則2.　受益者等の最善の利益を追求する上では、アセットオーナーにおいて専門的知見に基づいて行動することが求められる。そこで、アセットオーナーは、原則1の運用目標・運用方針に照らして必要な人材確保などの体制整備を行い、その体制を適切に機能させるとともに、知見の補充・充実のために必要な場合には、外部知見の活用や外部委託を検討すべきである。

当財団は、受益者等の最善の利益の実現に向け、専門的知見に基づく運用体制の整備に努めます。金融機関での実務経験を有する職員を配置し、日常の運用管理及び商品選定を行うとともに、外部セミナー等への参加を通じて知識・専門性の向上を図ります。

また、専門的知見を有する委員で構成される資産運用委員会を設置し、運用状況のモニタリング及び重要事項の審議を行っています。新規投資商品の採用や運用計画の変更については同委員会において審議し、理事会において最終決定を行い、審議員会へ報告する体制を整備しています。

さらに、外部コンサルタントを活用し、投資商品の評価や運用状況に対する助言・意見を受けることで、運用判断の客観性及び専門性の確保に努めています。

原則3.　アセットオーナーは、運用目標の実現のため、運用方針に基づき、自己又は第三者ではなく受益者等の利益の観点から運用方法の選択を適切に行うほか、投資先の分散をはじめとするリスク管理を適切に行うべきである。特に、運用を金融機関等に委託する場合は、利益相反を適切に管理しつつ最適な運用委託先を選定するとともに、定期的な見直しを行うべきである。

当財団は、自己又は第三者の利益ではなく、受益者等の最善の利益の実現を第一として運用方法を選択します。運用に当たっては、個別企業や個別案件へのリスク集中を回避し、分散投資を基本とします。

また、個別リスクの低減を図るとともに、市場全体に起因するリスクについても適切に管理し、特定資産、特定地域及び特定運用機関への過度な集中を避けます。商品選定に当たっては、期待収益のみならず、商品特性及びリスク許容度との整合性を十分に考慮します。加えて、財団事業の継続に必要な資金需要に対応できるよう、適切な流動性を確保します。

運用機関の選定に当たっては、外部コンサルタントの意見を活用しながら、独立性及び適格性について確認を行います。また、利益相反が生じるおそれのある場合には、当該者を審議又は意思決定から除外するなど適切に管理することに努めます。運用機関の選定及び見直しについては、公平性及び透明性の確保を図ります。

原則4.　アセットオーナーは、ステークホルダーへの説明責任を果たすため、運用状況についての情報提供（「見える化」）を行い、ステークホルダーとの対話に役立てるべきである。

当財団は、説明責任を果たすため、資産運用に関する情報の適切な開示に努めます。運用状況については、月次ベースでモニタリングを行うとともに、資産運用委員会、理事会及び評議員会に定期的に報告し、意見及び助言を今後の運用方針に反映します。

また、ホームページ、統合報告書等を通じて、運用実績のみならず、運用方針やガバナンス体制についても情報提供を行い、透明性の向上に努めます。

原則5.　アセットオーナーは、受益者等のために運用目標の実現を図るに当たり、自ら又は運用委託先の行動を通じてスチュワードシップ活動を実施するなど、投資先企業の持続的成長に資するよう必要な工夫をすべきである。

当財団の運用は高度に分散されたポートフォリオを基本としており、投資先企業に対して個別にスチュワードシップ活動を実施することには限界があります。一方で、社会的貢献等を考慮した投資については、運用委託先を通じて ESG や持続可能性の観点からモニタリングを行い、投資先の持続的成長及び社会的価値の創出に資する取組を後押ししていきます。